

平成二十一年国土交通省令第三十三号

道路の修繕に関する法律施行規則

道路の修繕に関する法律の施行に関する政令（昭和二十四年政令第六十一号）第一条第一項の規定に基づき、道路の修繕に関する法律施行規則を次のように定める。

第一条 令第一條第一項の国土交通省令で定めるところにより算定した割合

事業の区分 事業の区分は、いわゆる「事業の表」の欄に記載される。この欄では、事業の区分に応じて、それぞれ同表の下欄に定める割合とする。

(四)	(六)まで、次項及び第三項に規定するものを除く。)
令第一条第一項に規定する都道府県道等の修繕で特別会計に関する法律(平成十九年法律第二十三号)第二条第一項第十八条号に規定する東日本大震災復興特別会計において経理される同法第二百二十二条第二項に規定する復興事業に該当するものに要する費用について令第一条第一項の国土交通省令で定めるところにより算定した割合は、次の表の上欄に掲げる調整指数组に応じ、それぞれ同表の下欄に定める割合とする。	令第一条第一項に規定する都道府県道等の修繕で離島振興法(昭和二十八年法律第七十二号)第一条第一項の規定により指定された離島振興対策実施地域(以下単に「離島振興対策実施地域」という。)内において行われるもの(次項の表(三)に規定するものを除く。)に要する費用について令第一条第一項の国土交通省令で定めるところにより算定した割合は、次の表の上欄に掲げる調整指数组に応じ、それぞれ同表の下欄に定める割合とする。
3 令第一条第一項に規定する都道府県道等の修繕で特別会計に関する法律(平成十九年法律第二十三号)第二条第一項第十八条号に規定する東日本大震災復興特別会計において経理される同法第二百二十二条第二項に規定する復興事業に該当するものに要する費用について令第一条第一項の国土交通省令で定めるところにより算定した割合は、次の表の上欄に掲げる事業の区分	令第一条第一項に規定する都道府県道等の修繕で離島振興法(昭和二十八年法律第七十二号)第一条第一項の規定により指定された離島振興対策実施地域(以下単に「離島振興対策実施地域」という。)内において行われるもの(次項の表(三)に規定するものを除く。)に要する費用について令第一条第一項の国土交通省令で定めるところにより算定した割合は、次の表の上欄に掲げる調整指数组に応じ、それぞれ同表の下欄に定める割合とする。
3 令第一条第一項に規定する都道府県道等の修繕で特別会計に関する法律(平成十九年法律第二十三号)第二条第一項第十八条号に規定する東日本大震災復興特別会計において経理される同法第二百二十二条第二項に規定する復興事業に該当するものに要する費用について令第一条第一項の国土交通省令で定めるところにより算定した割合は、次の表の上欄に掲げる事業の区分	令第一条第一項に規定する都道府県道等の修繕で離島振興法(昭和二十八年法律第七十二号)第一条第一項の規定により指定された離島振興対策実施地域(以下単に「離島振興対策実施地域」という。)内において行われるもの(次項の表(三)に規定するものを除く。)に要する費用について令第一条第一項の国土交通省令で定めるところにより算定した割合は、次の表の上欄に掲げる調整指数组に応じ、それぞれ同表の下欄に定める割合とする。

ごとに、それぞれ、同表の中欄に掲げる調整指
数に応じ、同表の下欄に定める割合とする。

合 で ある 場 合		一 ・ 一 九 十 分 の 七 五 以 上 一 ・ 七 五 二 五 以 下 （市 町 村 が 行 う 場 合 に あ つ て は 十 分 の 七 五 ）	4
第一項の規定において「調整指數」とは、次 の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に 定める式により算定した数値（小数点以下二位 未満は、切り上げるものとする。）をいう。			
一 当該都道府県等の修繕を行う地方公共團 体が都道府県である場合			
1 + 0.25 × (- 0.46 - 当該都道府県等 の修繕を行う都道府県の財政力指 數) / (- 0.46 - 財政力指數が最小で ある都道府県の当該財政力指數)			
二 当該都道府県等の修繕を行う地方公共團 体が市町村である場合			
1 + 0.25 × (- 0.46 - 当該都道府県等 の修繕を行う市町村の財政力指 數) / (- 0.46 - 財政力指數が最小である 市町村の当該財政力指數)			
前項各号の式において「財政力指數」とは、 後進地域の開発に関する公共事業に係る国の負 担割合の特例に関する法律（昭和三十六年法律 第二百十二号）第二条第一項に規定する財政力指 數をいう。			
（令第一条第一項第三号の国土交通省令で定め る施設又は工作物）			
第二条 令第一条第一項第三号の国土交通省令で 定める施設又は工作物は、損傷、腐食その他の 劣化により道路の構造に支障を及ぼすおそれがあ るときと認められる橋、トンネル、法面 横断歩道橋、防護施設、道路を横断して設ける 道路標識その他これらに類するものとする。			
附 則			
（施行期日）			
第一条 この省令は、公布の日から施行する。			
附 則（平成二九年三月二一日国土交通 省令第一八号）			

（経過措置） 第一条 この法

第二条 (経過措置)

負担行為に基づき令和二年度以降の年度に支出すべきものとされた国の負担又は補助については、なお従前の例による。

附 則（平成三〇年三月三一日国土交通

省令第三号

づき平成二十九年度以降の年度に支出すべきものとされた国の負担又は補助については、なお従前の例による。

この省令は、平成三十年四月一日から施行する。

(経過措置)

この省令による改正後の規定は、平成三十年

この省令による改正後の規定は、平成三十年度以降の年度の予算に係る国の負担又は補助（平成二十九年度以前の年度の国庫債務負担行為に基づき平成三十年度以降の年度に支出すべきものとされた国の負担又は補助を除く。）について適用し、平成二十九年度以前の年度の予算に係る国の負担又は補助で平成三十年度以降の年度に繰り越されたもの及び平成二十九年度以前の年度の国庫債務負担行為に基づき平成三十年度以降の年度に支出すべきものとされた国の負担又は補助については、なお從前の例によ

附則（令和二年三月三〇日国土交通省 令第一九号）

今第一九号

この省令は、道路法施行令及び道路整備事業に係る國の財政上の特別措置に関する法律施行令の一部を改正する政令の施行の日（令和二年四月一日）から施行する。

この省令による改正後の規定は、令和二年度

この省令による改正後の規定は、令和二年度以降の年度の予算に係る国の負担又は補助（令和元年度以前の年度の国庫債務負担行為に基づき令和二年度以降の年度に支出すべきものとされた國の負担又は補助を除く。）について適用し、令和元年度以前の年度の予算に係る国の負担又は補助で令和二年度以降の年度に繰り越されたもの及び令和元年度以前の年度の国庫債務